



## 企業会計制度を修正・補足する新たな規則

財務省は2009年12月31日に、ベトナムの全ての業種・経済セクターに属する企業とベトナム国内に恒久的施設を有する外国契約者を適用対象とする Circular No. 244/2009/TT-BTCを公布しました。  
Circular 244の主な内容を以下に記しました。

### 輸出加工区、工業団地、ハイテク団地への進出企業を適用対象とする財務報告制度

Decision No. 15/2006/QD-BTCに基づく年次財務諸表の提出とは別に、輸出加工区、工業団地、ハイテク団地への進出企業は要請があれば年次財務諸表をそれぞれの加工区・団地の管理当局にも提出する必要があります。

### 外国契約者を適用対象とする会計制度

ベトナム国内に恒久的施設を有する外国契約者は会計法、ベトナム会計基準、およびベトナム会計システムに基づく会計要件を順守する必要があります。修正・補足が不要である場合、外国契約者は採択した会計制度を財務省に登録する必要はありませんが、納税登録を行った所轄税務当局への通知を義務づけられます。とりわけ以下の点に注意する必要があります。

- ▶ みなし付加価値税およびみなし法人所得税を納付している外国契約者は内部的な事務処理上のニーズにあわせた勘定科目表、会計伝票、記帳システムの選択・適用を認められます。
- ▶ 控除法に基づいて付加価値税を納付し、かつ対売上高費用控除法またはみなし法に基づいて法人所得税を納付している外国契約者は、ベトナムの税務要件や外国契約者の経営目的を満たしつつ、ベトナム会計システムに依拠した関係勘定科目の選択・適用を義務づけられます。

外国契約者は貸借対照表(バランスシート)と財務諸表の注記を作成する必要があります。また、控除法に基づいて付加価値税を納付し、かつ対売上高費用控除法に基づいて法人所得税を納付している外国契約者は、損益計算書を作成する必要があります。これに加え、外国契約者は会社の決算に関し、税務調査を受けることが促されます(付加価値税と法人所得税をみなし法に基づいて納付している場合を除きます)。外国契約者の財務諸表は所轄税務署、認可当局、それに所轄統計局に提出します。しかし、弊社の見解では、みなし法に基づいて付加価値税と法人所得税を納付している外国契約者による財務諸表の作成と提出は不必要な事務処理負担を招くため、こうした要件は撤廃されるべきです。

## 新たに補足された会計上の取り扱い

Circular 244は株式発行コスト、持ち株会社への投資持分の変更、管理サービスから得た収益の会計処理、失業保険の提供、科学技術開発基金、内部で消費する物品・役務等を対象とした会計上の取り扱いに関するガイドラインを規定しています。Circular 244ではこれに加え、財務省が2006年3月20日付けDecision No. 15/2006/TT-BTCを通じて公布した貸借対照表への修正・補足についても定めています。

## 会計通貨としての外貨の使用

Circular 244によると、会計通貨に外貨を使用するための要件を満たしている外国投資企業は財務省からもはや許可を得る必要はなく、所轄税務当局に通知を行えば事足ります。しかし、財務諸表をベトナムの関係当局に提出するとき、外貨表示で作成した監査済みの財務諸表を同時にベトナム・ドン表示に換算し、適用為替レートと換算の正確性に関して監査法人から認定を受ける必要があります。

Circular 244は2010年2月14日から発効し、財務省の2002年6月26日付けCircular No. 55/2002/TT-BTCと2004年4月22日付けCircular No. 122/2004/TT-BTCに取って代わります。ただ、Circular 244で定めていない分野に関しては、Decision No. 15/2006/QD-BTCのほか、Decision No. 1864/1998/QD-BTCに基づいて建設会社に適用される会計制度に従います。



## お問い合わせ先

このブレティンと、アーンスト・アンド・ヤング・ベトナムが提供する税務及び助言業務の詳細については、以下の担当者までお問い合わせください。

<b>ナム・グエン</b> <a href="mailto:Nam.Nguyen@vn.ey.com">Nam.Nguyen@vn.ey.com</a>	パートナー
<b>フーン・ヴー</b> <a href="mailto:Huong.Vu@vn.ey.com">Huong.Vu@vn.ey.com</a>	パートナー
<b>カルロ・ナバロ</b> <a href="mailto:Carlo.Navarro@vn.ey.com">Carlo.Navarro@vn.ey.com</a>	パートナー
<b>ジェフ・シー</b> <a href="mailto:Jeff.Sea@vn.ey.com">Jeff.Sea@vn.ey.com</a>	ディレクター
<b>セーラ・ジャップ</b> <a href="mailto:Sarah.Jubb@vn.ey.com">Sarah.Jubb@vn.ey.com</a>	ディレクター
<b>タイン・チュン・グエン</b> <a href="mailto:Thanh.Trung.Nguyen@vn.ey.com">Thanh.Trung.Nguyen@vn.ey.com</a>	シニア・マネージャー
<b>ティー・アイン・フィン</b> <a href="mailto:Thy.Anh.Huynh@vn.ey.com">Thy.Anh.Huynh@vn.ey.com</a>	シニア・マネージャー
<b>ニャン・フィン</b> <a href="mailto:Nhan.Huynh@vn.ey.com">Nhan.Huynh@vn.ey.com</a>	シニア・マネージャー
<b>チャン・ファム</b> <a href="mailto:Trang.Pham@vn.ey.com">Trang.Pham@vn.ey.com</a>	シニア・マネージャー
<b>テー・ジャー・トラン</b> <a href="mailto:The.Gia.Tran@vn.ey.com">The.Gia.Tran@vn.ey.com</a>	シニア・マネージャー
<b>ホアン・ヴー・ファン</b> <a href="mailto:Hoang.Vu.Phan@vn.ey.com">Hoang.Vu.Phan@vn.ey.com</a>	シニア・マネージャー
<b>トウアン・ディン・ファム</b> <a href="mailto:Tuan.Dinh.Pham@vn.ey.com">Tuan.Dinh.Pham@vn.ey.com</a>	シニア・マネージャー

### 日系企業担当

**浅利 昌克**  
[Masakatsu.Asari@vn.ey.com](mailto:Masakatsu.Asari@vn.ey.com)

**中島 敬仁**  
[Takahito.Nakajima@vn.ey.com](mailto:Takahito.Nakajima@vn.ey.com)

**ハウ ミー スアン カオ**  
[Hau.My.Cao@vn.ey.com](mailto:Hau.My.Cao@vn.ey.com)

Ernst & Young

Assurance | Tax | Transaction | Advisory

### アーンスト・アンド・ヤングについて

アーンスト・アンド・ヤングはアシュアランス、税務、取引、アドバイザリーのグローバルリーダーです。世界中で活躍している14万4,000名の弊社スタッフは、価値観を共有しながら一丸となつて、品質を絶え間なく追求しております。弊社のスタッフ、顧客、それにより広範な地域社会がそのポテンシャルを大いに発揮できるよう、弊社は独自の取り組みを行っています。

アーンスト・アンド・ヤングとは、アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドのメンバーファームからなるグローバルネットワークを指しています。個々の組織は分離独立した法人組織となっています。また、アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドは英国の有限責任保証会社であり、顧客に対して業務を提供しておりません。

アーンスト・アンド・ヤングの組織は5つの地理的地域に分かれ、各ファームは次の事業体のメンバー企業であります。Ernst & Young Americas LLC、Ernst & Young EMEIA Limited、Ernst & Young Far East Area Limited、Ernst & Young Oceania Limited。なお、これらの事業体は顧客に対して業務を提供しておりません。

詳細につきましては、[www.ey.com](http://www.ey.com)をご覧ください。

©2010 Ernst & Young Vietnam Limited.  
All Rights Reserved.

FEA no. 16000025

本書には要約形式の情報が含まれており、専ら一般的ガイダンスとしての使用を意図しています。入念な調査や専門家としての判断の代用になるものではありません。EYGM Limited、あるいはアーンスト・アンド・ヤングのグローバルネットワークを構成するその他メンバーファームのいずれも、本書の発行内容に依拠した行動または行動の不在によって被った損失について一切責任を負いません。具体的な事項に関しては貴社の適切なアドバイザーとご相談ください。

[www.ey.com/vn](http://www.ey.com/vn)